

# パチンコ店における置引き防止対策および事例

平成 27 年 5 月 制定  
一般社団法人日本遊技関連事業協会

## 1 はじめに

全日遊連の置引き防止マニュアルの策定を受けて、置引き防止の具体策および事例をまとめました。パチンコ店でのお客様に対する置引き防止の啓発・注意喚起と各店舗での取り組み強化に活用し、安全で安心な遊技環境の確保に努めましょう。

## 2 定義

この防止対策および事例では、置引き(置いている携帯品を隙をみて窃取すること)に加えて、お客様の落とし物、プリペイドカード(以下、カードという。)の取り忘れ等による事案を含めて置引きと総称します。

## 3 発生状況

警察庁によると、平成 25 年中のパチンコ店等での置引きの発生は 9,121 件で、置引き全体に占めるパチンコ店等での発生割合は、平成 14 年の 7.3%から 25 年には 21.1%に上昇し、平成 18 年以降は置引きのもっとも多い発生場所になっています。被害品はカード類、かばん・財布等の手回り品が多く、遊技台付近で被害にあっているケースが多くなっています。

## 4 置引き事例

### (1)A社の発生状況

以下にA社(総台数約1万台、首都圏)の過去2年間の置引き発生状況を被害別にまとめました。

カード関連よりも、遊技椅子に置いたかばん、財布などの被害が目立ちます。被害傾向は、パチンコ店の立地によっても変わってくるのが窺われます。

A社の具体的な置引き事例は、〈別紙1〉を参照ください。

分類	件数	小分類	件数	内容(手口、要因等)
カード、精算機	38	カード抜き取り	16	ユニットからのカード抜き取り(離席時含む)
		置き忘れ、落とし物	22	カードの取り忘れ、精算金の取り忘れ、落とし物など
財布、かばん等貴重品	65	抜き取り	24	貴重品などでの遊技台確保、かばんからの抜き取りなど
		置き忘れ、落とし物	41	置き忘れ、落とし物など
玉・メダル等	6			遊技中・離席時の盗難
ライター、小物類	7			少額物による遊技台確保、落とし物など
合計	116			

分類	件数	小分類	件数	内容(手口、要因等)
カード、精算機	31	カード抜き取り	16	ユニットからのカード抜き取り(離席時含む)
		置き忘れ、落とし物	15	カードの取り忘れ、精算金の取り忘れ、落とし物など
財布、かばん等貴重品	51	抜き取り	22	貴重品などでの遊技台確保、かばんからの抜き取りなど
		置き忘れ、落とし物	29	置き忘れ、落とし物など
玉・メダル等	0			遊技中・離席時の盗難
ライター、小物類	5			少額物による遊技台確保、落とし物など
合計	87			

※カード抜き取り: 遊技中や台確保時に離席した際に発生したもの

置き忘れ、落とし物: 台の非確保時に発生したもの

【参考】A社の平成26年の置引き被害件数は、平成25年に比べて28%減少しました。同社では、被害報告の共有化をした上で、置引き注意のポスター掲示や、店内巡回時の声かけ、カード精算機上部へのモニター付き防犯カメラの設置などを行っています。

## (2) B社の発生状況

以下にB社の置き引き発生の時間帯別推移をまとめました。

時間帯別の推移をみると、やはり来店客数が多い時間帯の被害件数が多くなっています。また、前記A社に比べてICカードの置き引きが他の件数を上回っています。

時間帯	A				B+C+D		合計
	ICカード	B	C	D	ICカード	ICカード以外	
時間帯不明	0	0	0	2	0	2	2
9:00～9:59	0	0	0	0	0	0	0
10:00～10:59	0	0	1	0	0	1	1
11:00～11:59	9	0	3	0	9	3	12
12:00～12:59	5	0	1	4	5	5	10
13:00～13:59	13	1	2	5	13	8	21
14:00～14:59	16	0	4	8	16	12	28
15:00～15:59	15	0	2	7	15	9	24
16:00～16:59	11	1	5	7	11	13	24
17:00～17:59	17	0	2	6	17	8	25
18:00～18:59	11	0	4	5	11	9	20
19:00～19:59	11	1	3	4	11	8	19
20:00～20:59	13	0	4	13	13	17	30
21:00～21:59	13	1	5	2	13	8	21
22:00～23:00	4	0	3	1	4	4	8
合計	138	4	39	64	138	107	245

※ A欄(ICカード)は、カードとレシートなど2点以上の同時被害は同欄でカウント。

※ D欄(その他)は、携帯電話、バッグ、レシートなど含む。

※ 赤枠内が置き引き発生件数が多い時間帯。

## (3) 発生状況の分析と対策強化

置き引き被害の発生状況は、各店舗の立地等によっても変わってきますが、カードの取り忘れ、離席時の貴重品等の置き引きが目立ちます。

各社で店舗ごとの被害の発生状況を収集・分析して、発生内容や時間帯に応じた対策強化に努めましょう。

## 5 防止対策

### (1) お客様に対する注意喚起

#### ①啓発ポスター

以下の啓発ポスターを店内の見やすい場所に掲示しましょう。



#### ②お客様への声掛け、店内アナウンスの励行

パチンコ店は日常的に不特定多数のお客様が来店される場所です。

置き被害を未然に防止するため、店内アナウンスを行うなどお客様に以下の項目等について日常的に注意喚起を促しましょう。

#### ◆お客様に対する注意喚起のポイント

- ①カードの取り忘れに注意しましょう。
- ②カード、財布・携帯電話、バッグ等の手回り品は、肌身離さず持ち歩きましょう。  
とくに、トイレ等利用で離席する少しの間でも、カードを抜き取るとともに、遊技台、椅子などに手回り品を置きっぱなしにすることは、やめましょう。
- ③手荷物等は、コインロッカーを利用しましょう。
- ④食事休憩等で一定時間、遊技台をあける際は、スタッフに声掛けし、「食事・休憩札」を利用しましょう。
- ⑤CRユニットのカード抜き取り防止機能を活用しましょう。
- ⑥自動車、自転車には必ずカギをかけましょう。

### ③遊技機液晶への注意喚起表示

日本遊技機工業組合は平成 24 年、遊技機液晶にカードの取り忘れの注意喚起を促す表示を進めることを申し合わせました。大当り後や待機時の液晶画面に「プリペイドカードの取り忘れや盗難にご注意ください」の文言を 2 秒以上、表示しています。

### (2) CR ユニットのカード抜き取り防止機能の活用

プリペイドシステム協会(PSA)のまとめによると、各社のカードの抜き取り防止対策は、概ね以下の 2 通りの方法のいずれか、または両方を採用しています。

- ①会員カードの場合はあらかじめ登録している暗証番号を利用するか、一般カードの場合はその場で暗証番号を入力することにより、カードを抜き取る際に暗証番号を入力しなければならないようにする方法。
- ②遊技の稼働(入金、玉貸し、玉発射等)が止まると、一定時間経過の後、カードの返却ができないようにする方法。また、横からの抜き取り防止のためにカード返却時に確認ボタンをさらに押さなければならないようにしているメーカーもあります。

以上のほか、紛失届けのカードの利用停止機能は、いずれのメーカーも採用しています。また、休憩中モード(店舗スタッフのリモコン操作で設定)により、食事等の離席時に CR ユニットをフリーズ状態にする機能を設けたり、大当り終了時には、データ表示機でカードの取り忘れの注意喚起を表示するメーカーなどもあります。

### (3) 離席時の遊技台確保

お客様の離席時に遊技台を確保しておくための物を備えておくことが望ましい。  
(※台確保用の物品はおって開発予定)

### (4) 情報共有

- ①店内で挙動不審な人(長い時間、遊技をせず店内を徘徊するなど)がいた場合は、インカム等を活用して、スタッフ間で情報共有し、注意しましょう。
- ②置引きをはじめとする様々なトラブルの記録をつけ、従業員間で情報共有することは、被害の減少につながります。記録簿は、会社で書式を統一し、被害内容等に応じて集計・分析しやすいようにしましょう。
- ③防犯カメラの死角になりやすい箇所について、あらかじめ従業員で情報を共有しましょう。

## (5) 被害状況の記録作成

置引き被害等については、下記の記録簿を参考に、各社で書式を統一して被害状況の傾向分析・把握に努めましょう。

〈置引き等発生記録簿〉 店名 _____							
No.	発生日	報告日	分類	報告者	警察対応の有無	発生内容	事後対応
1	年 月 日	年 月 日					
2							
3							
4							
5							

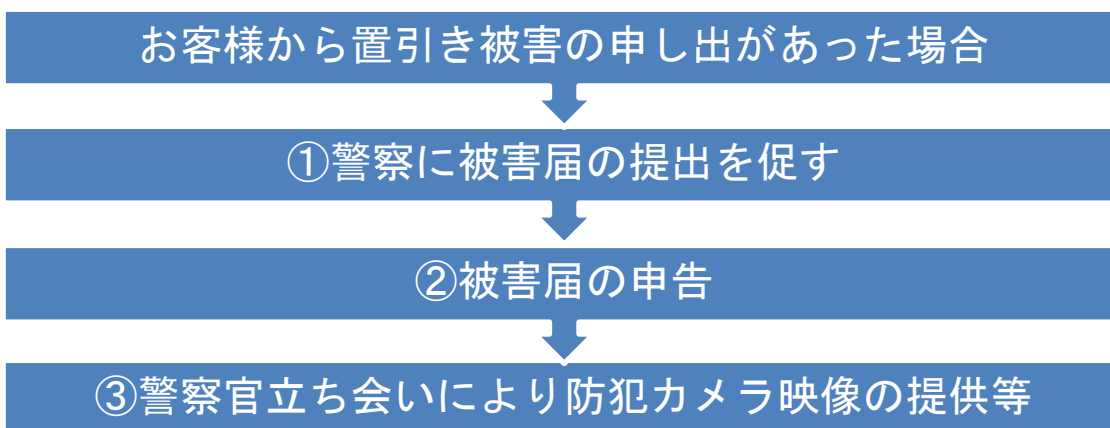
※表中、「分類」は、置引き、紛失届け、ゴト行為関連、迷惑行為、トラブル相談、車上荒らし、お客様のケガ・急病など発生内容ごとに項目を分類します。

## 6 置引き発生時の基本的対応

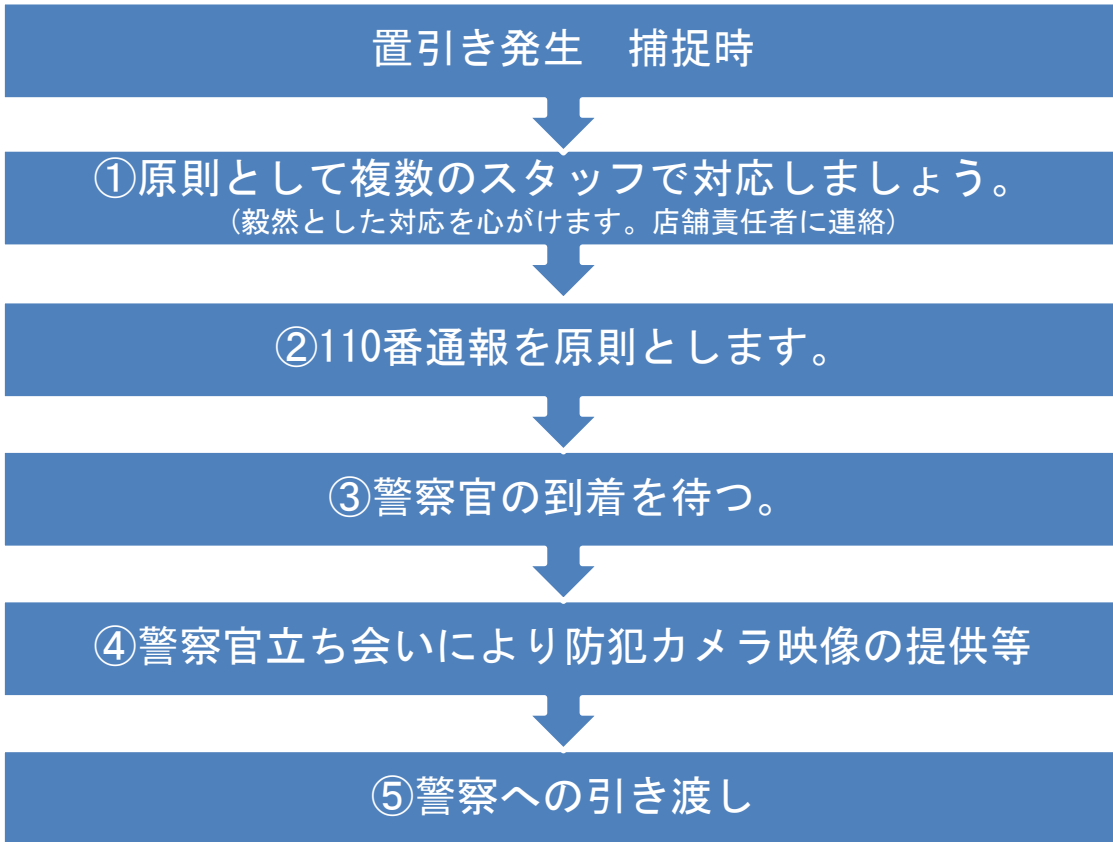
置引き事案が発生した場合の対応は、ケースによって対応が異なりますが、以下に基本的な対応フローをまとめました。

### 〈置引き発生時の対応フロー〉

#### (1) お客様からの被害の届け出



(2) 置引き犯を捕まえた場合



※他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。(刑法第235条 窃盗)  
※遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金若しくは科料に処する。(刑法第254条 占有離脱物横領)

(3) 留意点

置引き処理にあたっては、店舗従業員に法的権限がないことを理解し、勝手に身体検査をしたり、必要以上に身元の調査を行うなど、相手方の人権を不当に侵害することのないよう適切な対応に努めましょう。

## 7 落とし物への対応

### (1) 落とし物の届け出

①店内でお客様から落とし物(拾得物)が届けられたときは、拾った人(拾得者)の求めに応じて預り書を交付します。預り書は、店舗用控えをコピーし保管します。また、落とし物を預かるときは、当該物件に関する権利(所有権、報労金=持ち主が分かった場合のお礼)の放棄の有無についても確認します。

②お客様(遺失者)から落とし物の問い合わせがあったときは、氏名、連絡先、遺失物の特徴等を記した届出書を記入していただきます。(お客様が直接、最寄りの警察署または交番・駐在所に遺失届書を提出することもできます)

### (2) 落とし物の返還等

①落とし物を持ち主に返還するときは、当該物件の特徴、落とした日時等を聴取し、物件と照合したうえで、本人確認を行い、受領サインをしていただきます。本人と誤認して、別の人に落とし物を渡してしまうこと等があるためです。

②店舗に届けられた落とし物は適切に保管・管理し、一定期間経過後も持ち主が判明しないときは、所轄警察署に届けます。

※遺失物法が平成19年12月に改正施行され、警察署に拾得物が届けられた場合の保管期間は従来の6ヵ月から3ヵ月に変更になっています。

なお、携帯電話やカード類など個人情報が入った拾得物は、個人情報保護の観点から、落とし主が見つからない場合でも、拾得者に所有権は移転しません。

※施設占有者は、一般拾得者(お客様)から交付を受けた日から7日以内に警察署長に届け出ないと、報労金・所有権を取得する権利を失います。



〈別紙1〉

〈A社の置引き事例〉

A社における過去2年間の置引きの手口、対応等をまとめました。  
各店の立地、駐車場の有無などに応じた対策に活用してください。

分類		手口、対応等
カード	抜き取り	<p>①小銭をばらまき遊技中のお客様に話しかけ、気をそらしている隙にカードを抜き取り精算。上皿に玉を補充しわざと発覚を遅らせ、その間に退店する手口。被害額：7,500円。(平成25年)</p> <p>②遊技中のお客様に話しかけ、その隙にカードを盗難。被害額：8,000円(平成25年)</p>
	取り忘れ・紛失	<p>①お客様がカード(残高：7,000円)を紛失したため、すぐに使用停止にする。2階精算機にてカードエラーが発生し、精算しようとしていた女性が犯行を認めた。カード紛失のお客様は、被害届の意思がなく、犯行女性に対して出入り禁止の旨を伝え対応終了。(平成25年)</p> <p>②お客様がカードを抜き忘れ離席。近くで遊技していた人物がカードを精算し退店。警察来店後モニターを確認し対応終了。被害額：9,000円(平成25年)</p> <p>③お客様が玉(7,356玉)の入ったカードを忘れ、次のお客様が入金してしまう。玉の返却をお願いするがうまく伝わらないため通報。警察の仲介により、玉を返却していただき対応終了。(平成26年)</p> <p>④お客様が落としたカードを他のお客様が精算。被害届を提出したため警察が来店しモニターを確認。精算した方が遊技中だったため、その後の対応を警察に引き継ぎ、出入り禁止の旨を伝える。(平成25年)</p>
精算機		<p>①お客様が精算機でお札を取り忘れたため、防犯カメラで次の利用客がお札を取り退店しているのを確認。お客様が被害届を出したため来店した警官に映像を提供。被害額：9,000円(平成26年)</p>
財布、かばん等貴重品		<p>①お客様が遊技台上のドル箱に財布を入れたまま遊技。犯人が反対側から財布を盗難しそのまま退店。警察来店後モニターでの状況確認等対応済み。(平成25年)</p> <p>②財布を台上に置いたまま離席。その後、別のお客様が財布を見つけ現金を抜き取り財布を台横に戻し退店。通りかかったお客様が財布を見つけ、スタッフに報告。被害額：10,000円。お客様が被害届を提出したため警察官が2</p>

	<p>名来店。モニター画像を確認し対応終了。犯人が来店した際には通報する予定。(平成25年)</p> <p>③遊技中のお客様の視認できる位置に置いてあるバッグから、財布を奪い去る。お客様が被害届を提出され、近隣交番2名来店。モニター確認及び閉店後の現調を行い、対応は引き継いでおります。(平成26年)</p> <p>④お客様が財布を置いたまま離席し紛失。防犯カメラでは財布を確認できず、離席時、台に近寄る人物もいなかったことのお客様にご説明するが納得いただけず。その後お客様が警察に相談し、警察官が防犯カメラの映像を確認。置引きかの判断つかず、その旨お客様にご説明いただき対応終了。(平成26年)</p>
<p><b>置き忘れ、落とし物、紛失</b></p>	<p>①お客様より携帯紛失のお申し出を受けモニターを確認。隣席の方による犯行現場が鮮明に映っていたためお声掛けするが徹底否認。被疑者が個室トイレに行った後、トイレで携帯電話を発見。警察に対応を引き継ぐ。出入り禁止を伝えるが納得されず再来店の可能性。刃物所持の連絡が警察よりあったため、複数退店を徹底する。(平成25年)</p> <p>②タバコがなくなっているとお客様の申告により防犯カメラの録画を確認。犯行現場を確認できたのをお客様に伝え、お客様が被害届を提出。警官が来店し、現場と防犯カメラを確認し、画像4点を提出。(平成25年)</p>
<p><b>その他</b></p>	<p>①保留始動中のお客様が離席。隣の台で遊技していたお客様が席を移動し大当たり。離席したお客様が自分の台だという主張と、何も物が無いのを確認して移動したという主張がぶつかり、平行線のため警察に仲介を依頼。移動したお客様が遊技継続となり対応終了。(平成26年)</p> <p>②21時30分頃に該当ロッカーを使用していたお客様から預け入れておいた黒い鞆が無くなった旨の申し出を受ける。モニターで確認したところ、16時にお客様がロッカーに保管した後、19時頃に第3者が該当ロッカーから鞆を抜き取る姿を確認。(平成26年)</p> <p>③遊技台に1枚、2枚残っているメダルを以前から取っているのを見ていた常連様が、今回メダルを取ったところを实际見て憤慨され、警察に電話。(平成26年)</p>